

議第16号

令和8年度寒河江市水道事業会計予算説明書

水道は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない、極めて重要なライフラインであります。

このため、令和8年度の水道事業会計予算は、災害に強い上水道施設の整備、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築、持続可能な経営基盤の確立をテーマとして編成し、水道施設の耐震化と更新、有収率の向上、経営の効率化に重点的に取り組むものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量については、今後の水需要などを考慮し、給水戸数1万4,854戸、年間総配水量488万4千立方メートル、一日平均配水量1万3,381立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額10億7,838万9千円、支出総額10億4,577万6千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額2億1,875万1千円、支出総額4億8,663万9千円で、支出の主な内容は、配水管の耐震化、配水池電気設備の更新等、建設改良費3億9,301万3千円、企業債償還金9,127万9千円などであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,788万8千円については、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、量水器等のたな卸資産の購入限度額を2,000万円と定め、

第10条は、一般会計から補助を受ける額を92万4千円と定めるものであります。

以上、予算の大要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申しあげます。